

大洗町英語検定料補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童生徒の英語力及び学習意欲の向上を図ることを目的に実施される英語検定の受験にかかる保護者負担を軽減するため、大洗町英語検定料補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、大洗町補助金交付に関する規則(昭和52年大洗町規則第22号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「英語検定」とは、公益財団法人日本英語検定協会(以下「英語検定協会」という。)が実施する実用英語技能検定をいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、次の各号のいずれかに該当する生徒の保護者とする。

(1) 町立中学校に在学する生徒

(2) 町内に住所を有し、かつ、町外の中学校に在籍している生徒

(補助金の交付額)

第4条 補助金の交付額は、英語検定協会が定める検定料とする。ただし、生徒が複数の級を受験した場合は、最も上位の級の検定料とする。

2 補助金の交付は、生徒1人につき該当年度1回までとする。

(補助金の交付申請等)

第5条 補助金の交付を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、大洗町英語検定料補助金交付申請書(様式第1号)に受験を証する書類を添えて、教育委員会を経由し、町長に提出しなければならない。

2 前項で定める申請は、第3条各号に定める生徒の学校の長(以下「学校長」という。)に委任することができる。この場合において、学校長は、大洗町英語検定料補助金交付申請について(様式第2号)に保護者が委任した申請書を添えて、当該学校分を一括して提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 町長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、大洗町英語検定料補助金決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付取消し等)

第7条 補助金の交付を受けた者が、偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたと認める場合は、補助金の交付決定を取り消し、その者から既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 5 条関係）

年 月 日

大 洗 町 長 様

申請者（保護者）

住 所

電 話

氏 名

㊞

大洗町英語検定料補助金交付申請書

大洗町英語検定料補助金交付要綱第 5 条第 1 項の規定により、補助金の交付について下記のとおり申請します。

記

1. 生徒氏名
2. 学校名 学校
3. 学年等 年 組
4. 補助事業の目的
公益財団法人日本英語検定協会の実施する英語検定に伴う検定料補助
5. 検定の級及び検定料 級 円
6. 振込先
金融機関名 銀行・農協・信用金庫 本店・支店
口座番号 普通・当座 No.
フリガナ
口座名義

※ 振込先を確認できる「通帳又はキャッシュカード」の写しを必ず添付
口座名義人の読みかたの確認できるところ

委 任 状

私は、大洗町英語検定料補助金について、大洗町英語検定料補助金交付要綱に基づく交付申請にかかる一切の権限を

.....学校 学校長.....に委任します。

年 月 日

住 所

氏 名

㊞

様式第 2 号（第 5 条関係）

年 月 日

大 洗 町 長 様

学校名
学校長 印

大洗町英語検定料補助金交付申請について

このことについて、次の表に掲げる者の英語検定料を大洗町英語検定料補助金交付要綱第 5 条第 2 項の規定に基づき、申請いたします。

	保護者氏名 (生 徒 名)	住 所	学年・組	検定の級	検定料
1	()		年 組	級	円
2	()		年 組	級	円
3	()		年 組	級	円
4	()		年 組	級	円
5	()		年 組	級	円
6	()		年 組	級	円
7	()		年 組	級	円
8	()		年 組	級	円
9	()		年 組	級	円
10	()		年 組	級	円
合 計			人	円	

様式第 3 号（第 6 条関係）

第 号
年 月 日

様

大 洗 町 長 印

大洗町英語検定料補助金決定通知書

年 月 日付けで申請のあった大洗町英語検定料補助金について、下記のとおり決定したので、通知します。

記

1. 承認 ・ 却下
(却下の理由)

2. 交付額 円